

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成25年7月23日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
東京都千代田区永田町1-10-1		国立国会図書館 館長 大滝 則志 電話03-3581-2331					
主たる業種	図書館	細分類番号	8	2	1	2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までに3%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	関西館長をエネルギー推進体制の長とし、当係が担当し推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,917.3 トン	3,447.1 トン	2,048.9 トン	トン	-29.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,917.3 トン	3,447.1 トン	2,048.9 トン	トン	-29.9 パーセント	
実績に対する自己評価		更に、空調熱源機器の効率的な運転管理に努めた結果、2年間で29.9%削減を図った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務室・書庫 閲覧室	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×100)	6.61	5.82	3.46		-29.80 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		更に、空調熱源機器の効率的な運転管理に努めた結果、2年間で29.8%削減を図った。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		63.0 パーセント	84.0 パーセント	89.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調熱源機器の効率的な運転管理に努めた。					
	(24)年度	昨年同様に更に空調熱源機器の効率的な運転管理に努めた。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	現在、取組は考えていないが、将来的に検討する課題である。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	当館への公共交通機関の利便性が低いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	中庭や屋上庭園に樹木(高木、中木及び低木)及び前庭や鋸屋根に芝を植栽し、適正に植栽管理を行い二酸化炭素の削減に社会的貢献を行っている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。